

## 草創期の中国地方の新聞

小 野 増 平\*

### はじめに

日本の新聞通史はいくつかある。しかし、その多くは東京、大阪を中心とした新聞を対象にしたもので、地方の新聞史はそれぞれの県史の一こま程度に扱われているのに過ぎない。あとは各地方紙の社史に任されているのが実情だ。これでは全体としての日本の「新聞の歴史」は分からない。

地方の新聞史は、それぞれの地域の地方紙と「全国紙」の両方が織り成す歴史である。両者をにらみながら「中国地方の新聞史」をみてみたい。これが今度のテーマを思いついた理由である。だが、とりかかってみると遠大な研究テーマであることが分かった。このため、とりあえず道筋だけでもつけようと今回、「草創期の中国地方の新聞」と題して、入り口から始めてみたいと思う。

### 第1章 誕生の時代

#### 〈1〉 幕末期

日本の近代新聞は、海外情報を得るための翻訳からスタートした。中国地方でも幕末期の各藩は新聞発行こそしなかったものの、それぞれに海外情報収集に動いた。中でも目を引くのは明治維新を担った長州藩（山口県）。文久年間に早くも江戸・麻布の毛利藩邸で「新聞会」と名づけた定期的な勉強会を開いている。この新聞会には藩主の毛利敬親を中心に江戸遊学中の久坂玄瑞、桂小五郎（後の木戸孝允）らが集まって諸藩の情報交換などをしたという。（『地方別日本新聞史』）。「新聞会」という名前は、「バタヒヤ新聞がすでに発行されていたので、その辺からとったのかもしれない」と『地方別日本新聞史』の「山口編」を書いた当時の防長新聞社取締役、

---

\* 広島経済大学経済学部教授

武智一一は述べている。ちなみに木戸孝允は1871(明治4)年になって、東京で「新聞雑誌」を創刊、山口出身の島地黙雷、大洲鉄然らに編集させている。

## 〈2〉 明治維新からその直後～官製新聞

1870(明治3)年12月8日(新暦に直すと1871年1月)、日本で最初の日刊新聞、「横浜毎日新聞」が創刊された。同紙は活版印刷で西洋紙1枚刷り。翌4年5月には、上述の木戸孝允の「新聞雑誌」が出る。半紙二つ折り木版印刷の慶応新聞型だった。続いて5年には、東京初の日刊紙である「東京日日新聞」が出されたのをはじめ、「日新真事誌」「郵便報知新聞」など著名な新聞が相次ぎ刊行された。

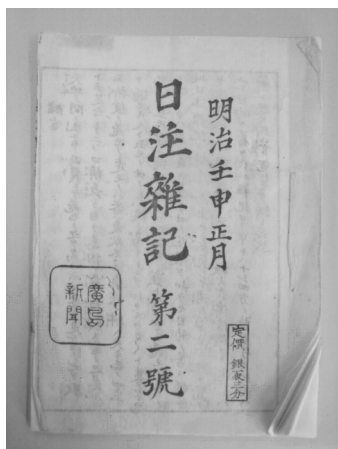
こうした中、中国地方でも相次ぎ「新聞」が発刊されている。いずれも新政府の意向を強く受けた各県の肝いりで発行され官報的な性格が強い。

最も早いのは1871(明治4)年12月に出された広島の「日注雑記」。次いで5年に山陰側で「鳥取県新報」が発刊された。岡山、山口では6年1月に「小田県新聞」(県庁所在地・笠岡市)、「山口県新聞」がそれぞれ県下初の新聞として創刊され、同年3月には島根で「島根県新聞誌」が発刊された。「小田県新聞」を除き、いずれも形は木戸孝允の「新聞雑誌」と同じで和紙をとじたパンフレット型。半紙二つ折り、ページ数は7～16ページとなっている。あとで詳述するが、「小田県新聞」は活版印刷、洋紙1枚もの、和紙をとじた2種類がある。印刷は、幕末期に先進的だった毛利藩の鉛活字を使って印刷した「山口県新聞」と1枚ものの「小田県新聞」を除き、残りはすべて木版印刷だった。内容も似通っており、県庁の布達などを掲載、民衆の啓蒙・善導に重点が置かれていた。編集に当たったのは、かつての藩儒などで、発行元も民間の体裁をとっているが、実質的には各県とも県庁が主体となって発刊したようである。

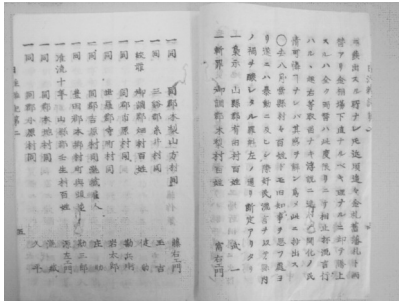
個別に見ておく。

【日注雑記】=写真①=(広島) 創刊 明治4年12月

元藩儒、山田十竹が県の新聞局から発刊した。月刊で定価は1匁3分。発売元は広島市内の西洋小間物商、静真堂。第1号の緒言には「世の存様を知らせ目的(めど)の着く様にと比日注雑記を編むなり、馬車や蒸気ぢや消息(たより)が遅い懸て置たや伝言機(てれがらふ)と小娘が歌へど消息を報ずるは伝言機より速なるはなし、四方の諸君子目的附薬と



写真①



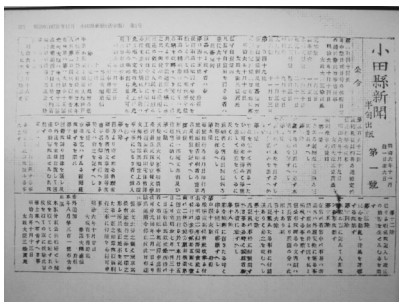
写真②

- 一 梟示 山県郡有田村百姓 武一
- 一 斬罪 御調郡木梨村百姓 富右エ門

(以下略)

「日注雑記」は数号で廃刊となり、明治5年4月からは「広島新聞」と改題のうえ、発行人が当時の御用商人織田正次郎に代わって刊行された。「広島新聞」の編集は、引き続き山田十竹が当たった。同紙2号には「日本人は自国の帝の名をも知らぬと外国人笑ひし由、あたためて忘るるなかれ」として天皇の名前を伝えている。また、第4号は、東京の「新聞雑誌41号」が「安芸長門では、電信で音信を伝えるのは切支丹に違いない。線には処女の生血を塗り、戸口に記した戸数番号順に処女を召し捕っている、などという話が流布している」と報じている、と伝え、こんな「不幸」なことが伝えられるのは（安芸長門の人が）「流言にのせられる」からだ、これまた諫めている。しかし、同紙は経営が続かず明治6（1873）年のころ廃刊した。

【小田県新聞】=写真③=（岡山） 創刊 明治6年11月（明治7年4月まで13号分が岡山県立図書館にマイクロフィルムで保存）



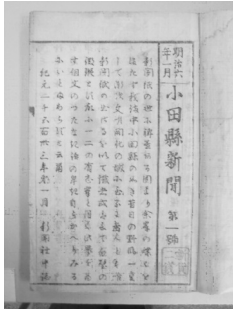
写真③

活版タブロイド版横刷1枚。値段は記されていない。創刊号には「半旬出版」とある。小田県の布達類が掲載。備中笠岡西本町、森田佐平の刊行。

その一方で別の「小田県新聞」が残っている。広島県の三上家文書から見つかったもの=写真④=で、1873（明治6）年1月刊の第1号、2月刊の第2号と保存状態もよい。広島県立文書館に保存されている。木版刷り、小冊子の形で10ページ、表紙に赤い角印で「新貨2銭」とある。発行人は同じ森田佐平。

思い只菅電覽を願と云爾」と記している。

また、第2号には新政府の廃藩置県などに対し、旧藩主引き留めに始まった大規模な広島県の農民一揆、「武一騒動」（明治4年8月）の首謀者たちを断罪した様子を伝えている=写真②。「去八月当県村々百姓ども旧知事を思ふ処より遂には暴動に及びし際奸民流言を以て県内の禍を醸したる罪魁左の通り断定ありたり



写真④

木版の「小田県新聞」緒言は、「新聞紙の世に裨益なる固より余等の喋々をまたず我備中小田県の如き昔日の野風一変して漸次文明開化の域に至るに垂んとす唯新聞紙の出ざるを以て識者或は言て白壁の微瑕とす故に一二の有志輩と同く此挙を為す但文のつたなき語の卑き自らかへりみるにいとまあらずと云爾」

月刊で備中・笠岡，小田県新聞社の発行。小田県新聞の発行を促した県令矢野光儀は，郵便報知新聞の経営にあずかった後，帝国通信社の前身「新聞用達会社」を創設した矢野竜溪の父である。発行人の森田佐平は，これまた郵便報知で記者としても活躍した明治の翻訳王，森田思軒の父だった。発行本局は笠岡だったが，福山でも売りさばかれた。（『岡山県史』『広島県史』）

ただ，小田県が現在の岡山県笠岡市と広島県福山市にまたがっていたため，資料も両県に分散するなどいまだ十分な研究がなされていないのは残念である。

【山口県新聞】（山口） 創刊 明治6年1月

編集人は天野雅（まさし），発行元は山口集珍堂。月2回の発行で定価は1銭3厘。内容は改暦のこと，富岡製糸場婦女子差遣のこと，県庁の布達事項が主なもの。緒言に「世の新知を楽み益を求る者比冊子を以て空ふする無んは幸甚山口集珍堂主者」と述べる。また後書きには「今般官許を蒙り山口集珍堂に於て鉛版を以て新聞紙を活発す同好の諸君処々の珍説異聞を蒐集し山口は学務課，萩は中学両所へ寄贈し玉はんことを希ふ」などと記し，記事を一般から募集している。（『山口県の百年』『地方別日本新聞史』）

【島根新聞誌】（島根） 創刊 明治6年3月

慶応義塾に学び福沢諭吉の教化をうけた松江市の山口松五郎が帰郷し刊行した。（『地方別日本新聞史』）

『地方別日本新聞史』に島根県の項を書いた元山陰新報社の吉岡大蔵は「なぜ山陰の片田舎で，こんなに早く新聞創刊の機運が発生したのか」と問いかけ，以下の理由をあげている。第1に藩学の進歩発達，第2に廃藩による士族の奮起，第3に優れた先覚，指導者の輩出である。藩学は幕末の松江の藩主松平定安が慶応元年に藩の学問所「修道館」を開設し，儒学，国学，英学，蘭学，数学を講じ，明治維新とともに仏学，医学を加え，留学生を海外に派遣するなど英才教育に務めたことから，市内にもすぐれた私塾が多数開かれたという。

題言では，小田県新聞などと同じく維新以降，島根県の「面目一変」し，かつて

はなかったものが今日ある。こうしたものをことごとく拾録して島根新聞として発行する、と述べている。

【鳥取県新報】(鳥取) 創刊 明治5年

県令河田景与の援護で出されたものらしい。和紙8枚16ページで月刊、定価は2銭だった。発行所は「鳥取市智頭街道二階町」の上島謙蔵で社長は上島仲蔵。第1号の「新報社中謹誌」としてしるされているところをみると「今般吾社中に於て鳥取県新報局を開き県庁に請ひ更に文部省の官許を蒙り御大政を始府県の形勢及び里巷の瑣事至る迄悉く蒐輯し善く四方に輪達せんと欲す」と述べ、この新報を読むものが「日に文明の域に進み開化の人となり玉はん事」をと希望している。何号まで発行されたかは不明。

以上が明治4年から6年にかけて、中国5県で初めて出された「新聞」である。いずれも「官許」を受け出されたものだけに、いまだ「新聞」というより「官報」といった色彩が強い。それでも中面あたりには噂話や出来事を伝え、報道のはしりを感じさせる。

### 〈3〉 新聞縦覧所

このように文明開化を旗印にした新政府の意向を受け、「その指示を受けて」というほど似通った“新聞雑誌”が、地方で次々と発刊された。明治政府は「新聞」を通して、国家としての統一、教育レベルの向上を図ろうとしたのであろう。これらの新聞は「新聞紙毎月出版度毎に各町村へ一と揃ひつつくはり人々之を巡覧せしむ」(広島県新聞局開局規則第一則)とあり、無料配布されたとみられる。新政府はさらに新聞の普及を図るため、全国各地に「新聞縦覧所」や「新聞授読会」「新聞解話会」などを官費で開設し、茶、たばこ盆の接待までして人々に新聞への関心を高めようとした。

広島では日注雑記の発売元静真堂で「横浜新聞紙」「新聞雑誌」が縦覧できた。明治7年には呉市広町で新聞の共同購入のための結社が作られた。33人が年1分2朱ずつ出し合って新聞を購入し、6日ごとに回覧するといったものだった。福山地方でも新聞回覧社として同様のものがつくられている。(『広島県史』)。

山口では明治5年、東京で発行された新聞を取り揃えて希望者に回覧の便を図る目的で、吉敷部会議所に新聞紙回覧社が設立された。また萩でも7年1月、巴城(はじょう)学舎に書籍展覧場が設けられた。(『山口県の百年』)。

島根では明治6年3月に「新聞縦覧所」が開かれたといい、やや遅れて松江に「東

京日日新聞」を読み解説した「新聞弁解所」ができたという。相前後して「新聞貸出所」というのもでき、東京の新聞を郵便で取り寄せ、一新聞を一日二厘で貸し出した。

「新聞弁解所」の様様について「山陰新聞」の編集長をした太田台之丞（江南）が書き残している。（『地方別日本新聞史』）

「ただ見る弊衣破袴一老翁が、かたわらに置ける大火鉢に一升徳利のカンをして、チビリチビリと唇をなめ回してグツとのみ、顔面紅潮し来り、目をすえてハッタと聴衆をにらみ、言語明らかに右手を上段下段に振り、ポンと机を打ち、自ら興じに乗じて快哉を叫び、情事に艶麗を添え、目のあたり男女をほうふつせしむる能弁に聴衆は酔う如く」とある。まさに講談調で新聞を読み聞かせていたのであろう。

「山口県新聞」には、「新聞雑誌」「愛智新聞」「教林新報」「東京日日新聞」「横浜毎日新聞」、そのほか海外新聞数種類を冊数時刻を限らず一人の見料銀5分で見せる、との広告が出ている。（『同』）

しかし、結果は政府がいかに力を入れて笛を吹き、太鼓をたたいても民衆はなかなか踊らなかつたというのが実情だったようだ。なにより新聞を読む読者が限られていた。明治11年になつても広島県神石郡あたりでは新聞を読むものの多くは各区長、巡査にとどまるといわれているし（「広島新聞」明治11年8月24日）、また明治13年、松永地方における「朝日新聞」の読者は、今津村長、製塩業者、石炭問屋の3人だけであつたという（『松永町史』『広島県史』）。

こうして中国地方における明治初頭の新聞は、各県とも「官製新聞」として数号続いたのにとどまり、しばらく姿を消す。同地方で現在の新聞につながる「原型」としての新聞が改めて姿を現すのは明治10年代、新聞誕生の「第2期」に入つてからである。

## 第2章 新聞の権力離れ

### 〈1〉 明治10年代の新聞

中国地方の新聞は、先に述べたように1877（明治10）年ごろまで目立った動きがない。半官製の新聞が発行されたものの読者がつかず、結局、いずれも数年で廃刊となつた。その後、民間事業として発刊、廃刊が続いた後、岡山の「山陽新報」（のちの「山陽新聞」）を除き、多くは廃藩置県で職を失つた旧藩士たちを救済する目的で新聞発行がなされた。広島の「同進社」（旧浅野藩士の授産事業のために創立）から発刊された「広島日報」、鳥取の「共斃社」の「山陰新報」などが代表的である。これらの新聞は、もともとは旧藩主のお声がかかり、県庁の庇護の下の発祥だったが、

貧乏士族の集まりだったこともあって次第に政府批判を強めていき、各県ともその後の本格的な新聞につながっていった。「権力を監視する」というジャーナリズム性の萌芽とも言える。しかし、同地方の新聞の場合、東京の政論新聞にみられるような正面から権力と対峙する形は顕著でない。この時期、各紙の1面トップの多くは依然として「官令」（「山陽新報」）、「公報」（「広島日報」）、「広島県録事」「岡山県録事」といったもので、「官」のお知らせが大半だった。「論説」「社説」がこれに続き、1面はたいていこれで埋まっていた。いまで言う社会面記事的な「雑報」は2、3面にあった。これは地方の場合、読者の多くが役人、教師といったことから当然と言えるのかも知れない。

とはいえ地方でも明治14年の「北海道官有物払い下げ事件」は大きな問題となり、「広島日報」「山陽新報」などには連日、社説や記事があふれた。さらに国会開設に向けての記事も多い。こうしたことから「広島日報」「山陽新報」も発行禁止、発行停止などの処分が相次いだ。明治10年代の新聞は、まさにその後の「新聞の歩み」の原型と言えるのかもしれない。この時期の中国地方の代表的な新聞である「広島日報」と「山陽新報」を中心にしてみる。

## 〈2〉「広島新聞」から「広島日報」へ

「広島においては、今日の新聞の原型は明治10年代に形成された」（『広島県史』）。



写真⑤

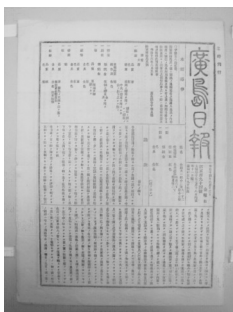
1877（明治10）年2月1日、広島市内の「真報社」から、かつての「広島新聞」と同じ題名の「広島新聞」=写真⑤=が発刊された。3日間隔の発行である。「東京日日新聞」「郵便報知新聞」など同型の洋紙1枚に表裏ずり4ページ建ての普通新聞型。印刷には鉛活字を使用、広島での新聞印刷に鉛活字を使ったのはこれが初めてといわれている。（『広島県史』『中国新聞65年史』）

しかし、「発刊のころは西南戦争の当初であったが、電信の設備もなく、電話を利用する経済力もない時代であったから、東京、大阪の新聞記事と県庁の内報を紙上に掲載す程度でとかく誤報も多かったようである」という。（『中国新聞65年史』）。投書欄には「論の真偽可否は我輩之を保証せず」と正直に記していた。定価は1枚1銭8厘。明治10年3月、わずか12号を発行して廃刊。

明治10年11月22日、今度は「興風社」から三度、同名の新聞=写真⑥=が発刊された。隔日発行で定価1枚1銭5厘。発行部数700～800部。「讒謗律あれば阿諛律を



写真⑥



写真⑦

設定するべし」と皮肉など活発な意見を吐いていた。また、広島鎮台と巡査との揉め事を報道し、讒謗律によって有罪となった。広島での新聞記者の筆禍事件の初と言われる。明治13年4月、322号で廃刊となった。

明治12年7月8日、「広島日報」と題した新聞が介川社（のちに広島日報社と改名）から創刊された。広島初の日刊新聞だった。半紙1枚くらいの大きさで、1銭2厘だったという。（未見）。明治14年7月1日から前述の「同進社」が買収、「同進社授産所」から発行を続けた＝写真⑦。新聞局長に元浅野藩士の三村司吉。三村らは板垣退助の自由党の流れを汲んでいたため、社説で民権論を展開、雑報も自由党系の記事があふれた。論説は漢字とカタカナ、雑報はルビつきの漢字とひらがなで記している。

論説では「演説会を開くの急務なるを論ず」（明治14年9月9日）、「法律も時としては破らざるべからず」（同9月14、16日）など、過激なものもある。この論説では、政府の圧制に抗し言論の自由を貫くためには、「人民か不知不識法律を破るの基をなすものと云うべきなり」と述べている。また、明治14年10月1日の論説は「口に民権を唱え筆に自由を鳴らす者は果して国安を妨害せんとするの徒歟」と正面から自由民権を擁護している。

また、明治15年4月6日には自由党総裁、板垣退助の岐阜遭難事件で、「東京から大要左の通信があったが、真偽のほどは如何にや」という前書きで以下の全文を掲載した。

「今回板垣氏を要撃せしめしは、保守党の某首領の教唆に罹りたる次第、而してその首領は常に親密なる交際ある大臣某、参議某の同意を受けて事茲に及びたる確証を探知仕候云々」。このため、同紙は明治15年5月4日、801号で発行禁止の処分を受けた。（『中国新聞65年史』）。このとき発行禁止になったのは、高知新聞、北陸新聞、東海新報、岡山毎日新聞、広島日報、政談いろは新聞、東北自由新聞の7紙。発行停止になったのは「自由新聞」「郵便報知新聞」「山陰日報」など全国36紙。記者の禁獄は、山陰新聞（重禁錮2年6月）だった。（小野秀雄『日本新聞史』）

### 〈3〉「山陽新報」の創刊

岡山県でも「小田県新聞」のあと、しばらく新聞発行は途絶えている。1876（明





写真⑧

治9)年、「備作新聞」,「黄薇新聞」(きびしんぶん), 1877(明治10)年,「二七新報」などの発行があったが,「政論新聞は何といても『山陽新報』の出現が決定的であった」(『岡山県史』)。

「山陽新報」=写真⑧=は1879(明治12)年1月4日の創刊。4ページ建て,タブロイド版より少し小さめで1部1銭5厘。当初,隔日刊で5月6日の第67号から月曜休刊の日刊紙となった。発行部数は1200~1300部だったが急速に増えた。

明治10年代の中国地方を代表する新聞と言えよう。

社主は岡山市で印刷・図書出版・古着商・石油販売・鉱山業など手広く事業を営み,その利益を新聞事業に投入したといわれる西尾吉太郎。(『山陽新聞75年史』)。主筆に「評論新聞」の編集長として活躍し新聞紙条例にひっかかり禁固2年に処せられ下獄,出獄後は「朝野新聞」の客員となっていた小松原英太郎を迎えた。編集長には「東京曙新聞」「大阪日報」で活躍していた万代義勝を据えた。こうしたことから山陽新報は,「はじめは岡山県令高崎五六と連携していくはずであったが,次第に当地域の民権派を代弁する言論機関になっていくのである」(『岡山県史』)。

創刊号の論説で小松原は,この新聞は論説を大事にする。しかし,毎号必掲はしない。なぜなら「空論暴議無用の弁に陥らざらんことを戒しむるなり」と述べている。また,「務めて探訪を精確にし,取捨選択して其最も肝要なる事件を採録し」と現代の新聞に通じることをも強調。また地方に立脚する新聞として「夫れ其地方に居て其地方の新聞を措て顧みず,却て眼前の事情を忽にするは笑ふべきの至りなり」と地方主義を唱えている。その一方で,地方の新聞はその地域の事情をきちんと伝え,漏れのないようにしなければならぬと釘をさしている。

小松原は岡山地方の国会開設運動の指導者として筆をとるだけでなく,理論・運動面のリーダーとして活躍した。こうしたことから当初は岡山県での新聞発行に積極的だった県令の高崎五六は,「岡山県が国会開設請願の先駆者たるに至って,彼は県令としての立場が不利になったと考えた。しかもこの請願の先駆をなさしめた推進力は山陽新報であるとなし,最初の援助は反転して圧迫に変じ,ここに山陽新報に対する飽くなき強圧が開始された」(『山陽新聞75年史』)という。

明治14年12月23日,山陽新報は新聞紙条例によって発行停止命令を受けた。発行停止の理由について『山陽新聞九十年史』は,「忌に触れた記事はなんであったか。23日発停当日の新聞には,その論説に『新聞社の変動』というのが載り,内容は政府ならびに政府派の者が新聞社を買収したことが論ぜられているが,別に過激なも



写真⑨

のとはいえないし、22日の紙上には同じく論説欄に『民心の勢力』と題して『天下恐るべきものは虎狼にあらず、だかつにあらず、実に一国民心の勢力にあるなり』と冒頭して、団結の力を説いているのに過ぎない。しかし、こうした論文が重なって、その筋から弾圧されたものとみるよりほかはないのであった」と述べている。

山陽新報は、発行停止処分の翌24日に「山陽日報」=写真⑨=を身代わり新聞として発行した。しかし、たちまちこれも発行停止処分を受けたのである。さらに、明治15年7月14日発行の翌15日から再び発行停止処分を受けた。この停止処分は50日間に及んだ。

新聞紙条例、讒謗律の乱発で発行停止、禁止がいかにも日常的に行われていたかがうかがえる。

#### 〈4〉「第3期」へ

明治政府は1883（明治16）年4月には新聞紙条例を改正、より新聞に対する弾圧を強化した。保証金制度の設置、発行禁止・停止権の陸海軍・外務卿・府県知事への拡大などが主要な改正点だった。「これにより全国的に新聞紙上の政論は衰微していった」（『広島県史』）のである。政党機関紙、大（おお）新聞とも言論の方向性を失う。

しかし、1888（明治21）年の帝国議会の開設で、新聞は再び活気を取り戻した。「日本」「国民新聞」など「論を売る新聞」が相次ぎ登場してくる。一方、「簡単、明瞭、痛快」を売り物にした「万朝報」なども生まれ、次第に「商業新聞化」もしていく。顕著にその傾向を示したのは商都、大阪で創刊された「大阪朝日」「大阪毎日」の2紙である。中国地方では、岡山の「山陽新報」が紙勢を伸ばし続けた。広島には新しく「芸備日日新聞」が生まれる。さらに特徴的なのは、新聞が政党の系列化したとき、各県とも合い競う2紙の競合的新聞が生まれたことである。広島の「芸備日日新聞」と「中国」（のちの「中国新聞」）、岡山の「山陽新報」と「中国民報」、島根の「山陰新聞」と「松陽新聞」といった具合である。こうして中国地方の新聞も本格的に記事の内容を競う「第3期」に入ってしまった。

## 参 考 文 献

- 朝日新聞百年史編集委員会 (1990) 『朝日新聞社史 明治編』朝日新聞社
- 春原昭彦 (2003) 『日本新聞通史 (4訂版)』新泉社
- 広島県 (1976) 『広島県史 近代現代資料編Ⅲ』広島県
- 広島県 (1980) 『広島県史 近代1 通史Ⅴ』広島県
- 日本新聞協会 (1956) 『地方別日本新聞史』日本新聞協会
- 小川国治ら (1983) 『山口県の百年』山川出版社
- 岡山県史編纂委員会 (1986) 『岡山県史 第10巻 近代1』岡山県
- 岡山県史編纂委員会 (1988) 『岡山県史 第30巻 教育・文化・宗教』岡山県
- 小野秀雄 (1955) 『日本新聞史』良書普及会
- 社史編纂委員会 (1954) 『山陽新聞七十五年史』山陽新聞社
- 社史編纂委員会 (1956) 『中国新聞六十五年史』中国新聞社
- 島根県 (1967) 『新修島根県史 通史編2 近代』島根県
- 山口県 (2000) 『山口県史 史料編 近代1』山口県
- 山本武利 (1981) 『近代日本の新聞読者層』法政大学出版局